

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月五日

東京都世田谷区赤堤二丁目四八番一〇一〇六号
医療法人社団清昌会
清算人 森岡 清史

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年八月二十五日に解散をしたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月五日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目四六番八号新宿日章ビル九階
医療法人社団泰光会
清算人 佐居 敏光

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月二十一日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月五日

石川県珠洲市折戸町イ部二一番地
宗教法人了誓寺
清算人 都 修道

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年十月一日に解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月五日

広島県呉市宝町六番九号

三菱重工労働組合呉支部
清算人 山田 博和

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年四月二十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和八年九月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月五日

北海道恵庭市栄恵町一二六番地アルファメ
ディカルビル二F
医療法人社団高橋耳鼻咽喉科
清算人 高橋 国広

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年二月三日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月五日

東京都新宿区横寺町八番地
医療法人社団内野医院
清算人 内野 幸子

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年八月五日岐阜地方裁判所大垣支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月二十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月五日

岐阜県養老郡養老町鷺巣一六三九番地の一
宗教法人金龍山観音寺
清算人 弁護士 島田 貴士

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月五日

香川県高松市天神前六番地六号

医療法人社団ア爾会
清算人 大澤 英司

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月五日

大阪府西成区立売堀二丁目一番二号

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所
木村 又勝 福岡県田川市大字猪国一五六一
岸本 作太郎 奈良県葛城市忍海二五四一
須田 正之 大阪府河内長野市木戸町一〇二
銭田 清輝 香川県さぬき市志度三四二一四チエリーハウス一〇一
株式会社誠建 岡山県岡山市北区奥田本町二番八号
株式会社吉住建設 熊本県熊本市水前寺公園六一二
二〇二五年度決算公告 令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨 (単位 千円)

流動資産 三二七、八五〇
固定資産 六〇、五九九
合計 三八八、四四九
負債及び純資産の部 三二〇、三三二
流動負債 三〇、六一四
固定負債 三、九四一
資本金及び資本剰余金 五八、〇六一
利益剰余金 一七、四九九
その他の包括利益累計額 三八八、四四九
合計 三八八、四四九

令和八年十月五日
シンガポール共和国シエントンウェイ六
オーユーイーダウンタウン二一〇九
ITOCHU PETROLEUM CO.
(SINGAPORE) PTE. LTD.
日本における代表者 田中 淳善
相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍北海道土佐市東神楽町ひじり野南三条三
丁目一番、最後の住所北海道土佐市東神楽町
ひじり野南三条三丁目一番七号
被相続人 亡 石山 孝宏
右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥
します。

令和八年十月五日
事務所北海道旭川市末広四六丁目七番八
号 弁護士法人千葉総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 直久

第20期決算公告

令和8年10月5日

東京都練馬区羽沢二丁目28番18号

株式会社バリュー・アイズ

代表取締役 小山 伸彦

貸借対照表の要旨

(令和8年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の部	流動資産	3,016
	資産合計	3,016
負債及び純資産の部	流動負債	3,336
	株主資本	△319
	剰余金	30,000
	利益剰余金	△30,319
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△30,319 (270)
負債・純資産合計		3,016